

岩手県告示第 844 号

平成 19 年 11 月 6 日付け官報第 4703 号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成 19 年農林水産省告示第 1377 号）の内容について、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条第 3 項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため、通知することができないので、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する森林の所在場所 奥州市衣川区中山 47 の 1、49

(2) 所在が不分明である通知の相手方 菅原栄吾、菅原喜太郎、菅原慶助、菅原幸七、菅原長四郎、菅原東次郎、菅原兵太郎、鈴木丑雄、鈴木政右エ門、高橋伊惣右エ門、高橋清喜、福地四郎兵エ、渡辺万兵衛

2 通知の内容 次のとおりとする。

備考 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び奥州市役所に備えておいて縦覧に供する。